

ゆうすい第135号（11月7日発行）5ページ「質疑応答」について  
次のとおり補足をいたします。

【問】 コロナワクチン予防接種費用はどのようになるのか。

【答】 令和6年度のコロナワクチン予防接種については各病院での定期接種となる。（詳細は下表のとおり）

定期接種は、対象となる方の予防接種費用が公費負担（国の補助+市町村の負担）となるが、市町村負担分については、接種を受けた方から一部自己負担をしていただくことも可能となっているため、3割を自己負担していただくこととしている。

コロナワクチンの費用については、国が想定している市町村の負担額が7,000円となっており、その金額を超える分については国が補助することとなっている。

そのため、コロナワクチンの定期接種における自己負担額については、7,000円の3割分の2,100円となる。

なお、定期接種の該当者以外の方の予防接種費用については、補助等はないため、費用については接種を希望される病院での確認をお願いしている。

	定期接種	定期接種以外
対象者	・65歳以上の方 ・65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方	左記以外の方
公費負担	あり	なし
自己負担額	2,100円	実費 (病院で確認)